CONTRACT X CROSS

電子署名法と電子署名の解説およびQ＆A

～CONTRACT CROSSの電子署名について～

2024年12月

この文書について
この文書は、2024年12月の時点における電子署名法、電子署名および電子契約サービスCONTRACT CROSSの利用に関する解説とQ＆Aをご紹介するものです。

本書では、サービス名をCONTRACT CROSSと記載していますが、以下の製品に関する法的解釈においても同様です。
・FINCHUB[フィンチューブ]@absonne
・CONTRACT HUB

NS Solutions
NIPPON STEEL

目次 ~contents~

■作成
日鉄ソリューションズ株式会社

■監修
宮内・水町IT法律事務所
弁護士 宮内 宏

※1.1のみ、電子署名及び認証業務に関する法律 | e-Gov法令検索　より抜粋
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000102

1. 電子署名法と電子署名について

1.1　電子署名法　第1条、第2条、第3条の内容

電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）

（目的）

第1条　この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において「電子署名」とは、電磁的記録　（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

第3条　電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

電子署名及び認証業務に関する法律 | e-Gov法令検索　より抜粋
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000102

1.2　電子署名生成方法の種類と比較

当事者署名型電子署名および事業者署名型電子署名（＝立会人型電子署名とも言う）には、いくつかの方式があります。各方式の比較を下表に記載します。

表－1　電子署名の種類と比較

認証方式	当事者署名型電子署名	事業者署名型電子署名（立会人型電子署名）		
	ログイン認証および秘密鍵に設定されたPINコード入力	URLのみによる認証	ユーザーIDとパスワードによるログイン認証	二要素認証
CONTRACT CROSSで利用できる署名方式	○	未対応	○	○ ログイン認証＋SMS利用
署名方式の説明	当事者本人の秘密鍵をサーバに保管し、本人の秘密鍵に設定されたPINコード入力で電子署名をリモートで生成する。	受信メール記載のURLのみによる認証を行い、操作者の指示により、電子署名を生成する。	ログイン認証した操作者の指示により、電子署名を生成する。	ログイン認証＋SMSで送信されるパスコード入力などの二要素認証をしたうえで、操作者の指示により電子署名を生成する。
電子署名法第3条の適用	真正な成立の推定が得られると思われる。	簡易な本人確認のため、他の３方式に比べ真正な成立の推定が困難な可能性がある。	アカウントと本人の同一性確認や身元確認などの確認ができれば真正な成立の推定を得られる可能性がある。	真正な成立の推定が得られる可能性が左記の2方式に比べ高い。
署名当事者の本人確認	電子証明書の発行時に厳格な本人確認を必要とする場合が多い。	URLが受信ができる程度の簡易な本人確認の場合が多い。 身元確認は、システムの責任範囲外。	二要素認証を行うものにくらべ、本人確認が簡易な場合が多い。 身元確認は、システムの責任範囲外。	二要素認証によりなりすまし対策は、比較的厳格である。 身元確認は、システムの責任範囲外。
事前準備	当事者本人の電子証明書を発行する為の手続きが必要。	当事者本人の電子証明書を発行する手続きが不要。		

1.3　CONTRACT CROSSの当事者署名型電子署名と事業者署名型電子署名

（1）CONTRACT CROSSの当事者署名型電子署名

CONTRACT CROSSの利用者が当事者署名型電子署名をする際は、下記のすべての条件を満たす必要があります。

- ✓ CONTRACT CROSSの利用契約企業（以下「サービスオーナ」という）が利用者の所属グループ（所属企業や組織のグループ）を設定しており、電子署名を行う人（以下署名者という）が、CONTRACT CROSSの利用ユーザー情報として登録されていること
- ✓ CONTRACT CROSSのユーザーの権限設定機能にて、署名者に対して、署名権限が設定されていること
- ✓ 署名者が、CONTRACT CROSSにユーザーIDとパスワードによりログイン認証されること
- ✓ 署名者のユーザー情報に、署名者が名義人の電子証明書が登録されていること
- ✓ 署名者が本人の秘密鍵を使用し、本人のみが知るPINコード入力により電子署名されること

CONTRACT CROSSでは、電子署名が行われると、署名された文書の情報、署名者の情報、署名日時が記録され、保管されます。また、署名されたPDF文書自体にも、署名日時と電子証明書の情報が記録されるとともに、署名後に署名日時や文書が改ざんされているかを確認可能な時刻認証局のタイムスタンプが付与されます。

以上の処理により、電子署名法第2条第1項および　電子署名法第3条の真正な成立の推定が得られる可能性が高いと考えられます。

（２）CONTRACT CROSSの事業者署名型電子署名

CONTRACT CROSSの利用者が事業者署名型電子署名をする際は、下記のすべての条件を満たす必要があります。

- ✓ CONTRACT CROSSの利用契約企業（以下サービスオーナという）が利用者の所属グループ（所属企業や組織のグループ）を設定しており、電子署名を行う人（以下署名者という）が、CONTRACT CROSSの利用ユーザー情報として登録されていること
- ✓ CONTRACT CROSSのユーザーの権限設定機能にて、署名者に対して、署名権限が設定されていること
- ✓ 署名者が、CONTRACT CROSSにユーザーIDとパスワードによりログイン認証されること
- ✓ CONTRACT CROSSのユーザー情報として登録されたメールアドレスでの到達確認が完了していること

この条件に満たすと、CONTRACT CROSSで提供している事業者署名型電子署名の一つ目の方式である事業者署名型電子署名（ログイン認証のみ）が行えます。

もう一つの方式である事業者署名型電子署名（二要素認証）での電子署名を行うためには、上記の条件に加えて、本人情報としてあらかじめ登録された携帯電話に送付されるSMS記載のパスコード入力が必要となっています。

事業者署名型電子署名（ログイン認証のみ）は、上記のようにいくつかの条件を満たす必要があるため、URLのみによる認証方式（表－１の比較表参照）と比較して、電子署名法第3条の真正な成立の推定が得られる可能性がやや高いと考えられます。

事業者署名型電子署名（二要素認証）は、事業者署名型電子署名（ログイン認証のみ）の条件に加え、SMSを受信可能な携帯電話を使用することが条件となるため、ログイン認証方式と比較して、電子署名法第3条の真正な成立の推定が得られる可能性が高いと考えられます。

1.4　タイムスタンプの必要性

CONTRACT CROSSでは、当事者署名型電子署名および事業者署名型電子署名のすべてを長期署名形式（PAdES形式）で行っています。署名時に電子証明書の失効有無を確認後、タイムスタンプを付与し、10年間、電子署名の有効性および文書が改変の有無を確認可能としています。さらに、署名の9年後に自動で追加のタイムスタンプを付与し、署名後10年を超える場合でも、電子署名の検証および文書が改変の有無をを確認できます。

また、CONTRACT CROSSのサービスオーナだけでなく取引先も、上記と同様の確認ができます。

一方、電子契約サービスによっては、長期署名であっても10年後の追加のタイムスタンプは行わないものや、時刻認証局のタイムスタンプではないものがあります。そのため、署名の有効性やタイムスタンプの有効性の検証が難しい場合があります。

1.5　CONTRACT CROSSの電子署名と電子署名法第2条への対応

CONTRACT CROSSの当事者署名型電子署名では、当該情報に当該措置を行った本人の電子証明書を用いて、本人が当事者署名型電子署名を行う場合は、電子署名法第2条第1項第1号の当該措置を行ったものに該当し、かつ第2号の当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることから、電子署名法第2条第1項の要件は満たすものと考えます。

事業者署名型電子署名においても、利用者の意思のみに基づく場合には、本人性の要件（電子署名法第2条1項1号）について満たしうる（利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行う電子契約サービスに関するQ＆A　令和2年7月17日　総務省・法務省・経済産業省）とされております。CONTRACT CROSSの事業者署名型電子署名は、署名指示を行った利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化され、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、当該情報に署名指示を行った人が電子署名法第2条第1項第1号の当該措置を行ったものに該当し、かつ第2号の当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができ、署名指示を行った利用者の情報や日時の情報が当該情報とともに記録されるものであることから、電子署名法第2条第1項の要件は満たすものと考えられます。

1.6　CONTRACT CROSSの電子署名と電子署名法第3条への対応

当事者署名型電子署名については、厳格な身元確認の上で発行された本人の電子証明書で本人が電子署名する場合は、電子署名法第3条の要件を満たします。

2020年9月4日の政府見解により、事業者署名型電子署名については、電子署名法第3条を適用して、真正な成立の推定を得るための要件は、以下の3点です。

① **電子署名法第2条第1項の電子署名であること**

- ✓ CONTRACT CROSSは、前ページに記載の通り、電子署名法第2条第1項の要件を満足するものと考えられます。

② **電子署名が、本人（契約当事者）によるものであること**

- ✓ 電子署名法第3条による真正な成立の推定を得るためには、電子署名が対象の文書を作成したもの（作成名義人、本人）によるものと証明される必要があります。
- ✓ CONTRACT CROSSでは、システムの利用者が契約締結前に取引相手の身元確認を行った上で、取引先ユーザーのアカウント登録、メールアドレスの到達確認を行います。二要素認証の場合は携帯電話番号も管理します。ただし、どの程度の身元確認を行うかは、契約締結当事者間での取り決めになります。高額な金銭消費貸借契約などの重要な契約では、住民票、免許証、マイナンバーカードなどを用いた本人確認資料の提示を求める例があります。企業間の契約では、取引先としての登録申請を行う際、社内ルールに基づき取引先から各種情報の提出を求めることで事前に身元確認を行う場合が多いと考えられます。

③ **固有性の要件を満たすこと**

（a） 利用者認証が固有性の要件を満たすこと

- ✓ 本要件を満たすための例として、第3条政府見解には、利用者本人が署名指示を行ったことを担保するための方法として二要素認証による方法が示されております。
- ✓ CONTRACT CROSSでは、上記の二要素認証を、ログイン認証に加えてSMSで受信したパスコードの入力により実現しています。

（b）事業者のプロセスが固有性の要件を満たすこと

- ✓ CONTRACT CROSSでは、本要件を満たすため、署名指示による事業者署名型電子署名を行う内部プロセスにおいてアクセス・操作ログの適切な保存を行っています。また、ISO/IEC27001/JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）およびISO/IEC20000/JIS Q 20000 ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）の認証を取得し、一定のセキュリティ水準を確保しています。
- ✓ CONTRACT CROSSでは、利用者により署名権限が管理され、署名者のメールアドレス、ユーザー名、ユーザーIDを記録しています。併せて署名されたPDF文書へ署名者情報を記録し、タイムスタンプの記録および保存を行っています。この署名指示の記録と署名文書内の記録により、十分な水準の固有性を満たしていることが確認できます。

表−2　CONTRACT CROSSの電子署名法第3条への身元確認以外の対応

十分な水準の固有性が満たされることが必要なプロセス	プロセスが十分な水準の固有性を満たすための方法（第3条Q&A※１での例示）	CONTRACT CROSSでの対応
① 利用者とサービス提供事業者間のプロセス	あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入 力並びにＳＭＳ送信又は手元にあるトークンの利用等当該メールア ドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの 入力（※第3条Q&Aではこのほかにも2つの二要素認証方法が例示されています）	二要素認証を用いた事業者署名型電子署名では、ユーザーID（またはメールアドレス）およびログインパスワードの入力に加え、SMSで送信されたワンタイムパスワードの入力によって、左記の要件に適合します。ログイン認証のみを使用した事業者署名型電子署名では、左記の要件を満たさない可能性があります。
② サービス提供事業者内部のプロセス	アクセスや操作ログ等が正しく適切に記録され、かつ、改ざんや削除ができない仕様とされていること	アクセスや操作ログを適切に記録し、改ざんや削除ができない仕様で長期に保存しています。
	運用担当者による不正ができないシステム設計、運用設計がされていること	ISO/IEC27001/JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO/IEC20000/JIS Q 20000 ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）について認証を取得し、一定のセキュリティ水準を確保しています。
	正しく適切に運用されていることが監査等で確認するとされていること	内部監査は社内規定に従って定期的に（年1回）実施しています。なお、ISMS審査機関からも定期的に審査を受けています。
	必要に応じてログや監査等の記録やシステム仕様書等が提出できるよう十分な期間保存するとされていること	ログや監査などの記録、システム仕様書などを長期に保存しています。

※１：「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の　署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）（2024年1月9日更新）」
https://www.moj.go.jp/content/001327658.pdf

【ご参考】電子署名以外に、CONTRACT CROSSで対応している安全な電子取引のための機能

① ユーザーアカウントおよび権限の管理

ユーザーアカウントを管理し、ユーザーがどの組織・グループに所属しているか、どのような役割（担当、承認者、署名者など）を持っているかを管理しています。利用者が権限以外の操作をしないよう制御し、誰がどのような操作を行ったかの操作ログ管理も行っています。

② 複数人の自社内グループ管理、メンバー管理、ロール管理

企業での利用では、自社内の複数部署での利用や案件の実行部門と契約部門が分かれることが多くあります。そのため、取引文書に対する役割や権限を割り当てることが出来ます。

③ 署名者情報の記録・確認

署名した文書のPDFファイルの署名パネルには、誰の名義の電子証明書で署名したのか、事業者署名型電子署名の場合は誰が署名指示をしたのかのユーザー名およびメールアドレスが記載されます。また、署名操作を行ったユーザー情報はログ情報として記録されます。CONTRACT CROSSで署名されたPDFファイル単体で、いつ誰が署名を行ったかの情報が確認できるため、PDFファイルを別システムに保存した場合や、メールなどで関係者に送った場合でもその署名記録が確認できます。

④ 訂正依頼

受領した文書の発行元に対し、訂正依頼が行えます。訂正依頼を受けた発行元は、発行された文書を取り消し、新たに訂正版を発行できます。

⑤ 登録文書の取消

取引先に発行した文書に誤りがある場合、取引先が参照する前であれば文書を取り消すことができます。取引先が参照した後は、取引先の承諾を得た上で、取り消すことが可能です。なお、取り消された文書も検索や閲覧することは可能です。

⑥ 操作ログの保存

利用者の操作ログは長期で保存されます。

2.電子署名に関するQ&A

Q1　推定の効力を得られない電子署名の効力

電子署名法第2条第1項の電子署名の定義には該当するものの第3条第2のかっこ書を満たさない（推定の効力を得られない）電子署名は意味がないのでしょうか。

A1　意味がないわけではありません。

電子署名法第3条第2のかっこ書「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」は、署名のための秘密鍵や秘密鍵を格納した媒体（ICカード等）を適正に管理していれば、他人には電子署名できない（偽造できない）ことを意味しています。このような安全な電子署名であることを条件に、電子署名法第3条の推定の効力が得られます。

では、推定の効力が得られない電子署名には意味がないかというと、そのようなことはありません。電子署名法第3条にいうような高い安全性がなくても、訴訟において、（第3条の推定によらずに）真正な成立を証明できる可能性はあります。その意味で、このような電子署名であっても用途によっては利用可能です。

契約の重要度（契約不履行におけるリスクが大きいなど）に応じて、使い分けることが適切だと考えます。

Q2　日本の電子署名の海外での有効性

日本の電子署名は海外でも有効性が認められますか。

A2 裁判が行われる国の法制度によりますので、一概には言えません。

電子署名が有効だというのは、電子署名の対象である電子文書の作成者が、電子署名を行った者であること（署名者の意思に基づいて作成されたこと）が認められることだと思われます。

その意味からしますと、どこの国であろうとも、電子証明書及び電子署名の技術面、運用面等にもとづいて、電子文書の作成者を証明することは可能であろうと考えます。ただし、当該国の訴訟法上の制約等から、証明できないケースもあり得ますし、証明が非常に難しくなることもあり得ます。

電子契約書等で、準拠法を日本法、専属的合意管轄裁判所を日本の裁判所であると規定しておけば、問題は発生しません。また、今後、EUとの相互認証が行われ、日本の電子署名がEUでも効力を持つことになれば、有効性の懸念は減少します。そうでない限りは、当該国の法制等を調査し、あらかじめ有効となる可能性を検討しておくことが必要です。

Q3　電子契約書の受領側の留意点

電子契約書の受領側が気を付けるべきことについて教えてください。

A3　大きく分けて２つあります。身元確認の確実性と、電子署名の検証です。

まず、電子署名の対象である電子契約書の名義人による電子署名が行われたことを確認することが必要となります。たとえば、電子契約書の締結者が「甲野太郎」となっていたとします。この場合、甲野太郎による電子署名が行われていることが必要です。甲野太郎による電子署名であることを確認するためには、電子証明書の記載内容の確認をする方法や、事業者署名型電子署名の場合の署名指示者を確認する方法が考えられます。このような確認にあたって、電子証明書発行時の身元確認がどこまで厳格か、または、事業者署名型電子署名の実施にあたって署名者の身元をどこまで確認したのか、が重要なポイントです。このような身元確認が厳格に行われていれば、確かに「甲野太郎」による電子署名だと言えますし、訴訟でも主張できます。しかし、身元確認が簡易なものであり、たとえば、メールアドレスの確認だけのような場合には、本当に「甲野太郎」による電子署名かどうかを証明するのが困難になりかねません。

ただし、メールアドレスだけの確認であっても、受領側が、そのメールアドレスが甲野太郎のものであることを証明できる根拠があれば問題ありません（訴訟でも、甲野太郎の電子署名だと証明できるはずです）。

次に、技術的な側面として、電子署名の暗号的な検証が必要です。これは、電子契約書のデータと電子署名のデータと電子証明書記載の公開鍵の3者の関係が正しいことを暗号技術で確認するものです。電子署名の検証にあたっては、これに加えて、電子証明書の有効性検証を行います。電子証明書には有効期限がありますし、それ以前に失効することもありますので、現時点で有効かどうかを確認する必要があります。このためには、電子証明書発行機関（CA）の発行するCRLを取得する方法とオンラインで確認する方法（OCSP）があります。

一般的なツール（例えば、Adobe Reader）を使えば、暗号的な検証と電子証明書の有効性確認が自動的に実施されます。ただし、電子証明書の発行機関によっては、一定の設定が必要になることもありますので、その点には注意が必要です。

Q4　電子署名法第3条の推定効と身元確認の関係

電子署名法第3条の推定効を得るためには、事業者署名型電子署名のサービスへの登録においても、厳格な身元確認が必須なのでしょうか。

A4 電子契約書の作成者（契約名義人）の責任を確実に追及するためには、身元確認が必要です。

しかし、登録時に厳格な身元確認を事業者署名型電子署名サービスにおいて行うことは制度上、必須ではありません。

訴訟等で、契約名義人の意思に基づく電子契約書であることを証明する必要があり、そのためには、電子署名法第3条の推定効を用いることが有効です。そのためには、電子署名の署名者と契約名義人が一致することを示さなければなりません。電子証明書の発行時や、事業者署名型電子署名サービスへの登録時に、利用者の身元確認を厳格に行えば、これに基づいて、署名者と契約名義人の一致を容易に証明できます。しかし、登録時等の身元確認が簡易であっても、他の方法で署名者と契約名義人の一致が証明できれば問題ありません。たとえば、メールアドレスだけの身元確認であっても、契約の相手方が、そのメールアドレスの利用者を証明できる情報をもっていれば、訴訟時に、署名者の身元を証明することが可能です。

このように、事業者署名型電子署名サービスの事業者における厳格な身元確認は必須ではありませんが、身元確認が不十分な場合には、訴訟等の紛争において、署名者と契約名義人の一致を、当事者（契約の相手方等）において証明する（そのための証拠を用意する）必要が生じかねませんので、ご注意ください。

Q5　CONTRACT CROSSにおける電子署名の有効性について

Q5-1　当事者署名型電子署名で、代行署名した場合

CONTRACT CROSSで　本来の署名者が署名代行者を任命し、代行者が本来の署名者の署名用秘密鍵を使用し、署名する場合、外形的（PDFの署名パネルに記載された電子証明書情報や　印影の内容など）には、当該文書の署名記録は、本来の署名者が署名したと記録されます。（なお、署名した企業側のみが閲覧出来るCONTRACT CROSSの押印台帳には、代行署名者と本来の署名者、対象文書名、日時が記録されます）

- ✓ この場合、電子署名法第2条、第3条の要件は満たさないと考えられますか？
- ✓ 委任状などがあれば、本来の署名者が署名したものと同等の効力を持つのでしょうか？

A5-1　代行者が署名名義人の意思に基づいて署名を実施したのであれば、本人の意思に基づく署名であり、電子署名法第2条及び第3条を満たしうると考えられます。

まず、電子署名法第2条第1項の電子署名は、電子文書の作成者を示すためのものであって、改変の有無を確認できることが要件です。代行署名の場合でも、これらを満たしていますので、同法第2条第1項の電子署名に該当します。
電子署名法第3条の適用については、本件の代行署名は本人の意思による電子署名ですので「本人による電子署名」ということができ、他人に電子署名の偽造ができない安全な仕組みになっていますので、こちらも該当するものと言えます。

なお、代行者の行為について、会社の内規や契約で規定して、本人の意思によらない署名をしないようにすることが必要ですし、そのような仕組みになっていることや、万が一本人の意思によらない電子署名が行われても、本人は（自分の意思ではない旨の）異議を唱えない、等を本人が表明しておくことが有効だと考えられます。

Q5　CONTRACT CROSSにおける電子署名の有効性について

Q5-2　事業者署名型電子署名で、代行署名した場合

事業者署名型**電子**署名に関し、本来署名すべき人（契約書に書かれている契約者）の代行者が署名指示（操作）を行う場合、その運用の考え方や留意点を教えてください。

A5-2　電子署名を行う場合、契約書の記名欄の名義人が代行者等を通じ電子署名の措置を行う場合には以下2通りが考えられます。

①名義人のアカウントを用いて代行者が当該措置を行う場合

②代行者のメールアカウントを利用する場合（代理人としての利用）の場合

①名義人のアカウントを用いて、代行者が当該措置を行う場合

名義人アカウント機能の一部を代行者に行わせた場合には、名義人によって行われた電子署名といえるケースが多いと思われます。

ただし、代行者への利用権限の与え方やアカウントの管理については注意が必要です。

たとえば、名義人が代行者にパスワードを教えることがあり得ますが、名義人のパスワードの代行者との共有は、情報セキュリティの観点から好ましくありませんので、パスワードの共有は避けなければなりません。

また、名義人と代行者とでアカウントを共有せずに、代行者が全て管理している場合には、名義人ではなく代行者のアカウントであるとされて、その結果、名義人の電子署名ではないとされる可能性があります。

いずれの方法であっても、名義人本人による電子署名ではないとされた場合には、電子署名法第3条の適用はないと考えられます。

②代行者のメールアカウントを利用する（代理人として利用する）場合

代行者のメールアカウントを利用する場合、電子署名パネル上の措置を行ったものと、名義人が異なることから、これを受け取った当事者は注意が必要です。形式的には、当該名義人による電子署名ではないため、契約締結権限を有する者の意思表示といえるか問題となるからです。

このような電子署名は、代行者による電子署名といえるため、契約書の作成名義も代行者名とします。（電子署名の名義と、契約書の作成名義を合わせます）

このような電子署名が付された電磁的記録を受け取った当事者としては、当該電子署名の措置を行った者（代行者）が、当該電子署名の措置を行う権限を有していたか確認する必要があり、次のような確認方法が考えられます。

ⅰ　名義人からの委任状を確認する

ⅱ　権限付与に関する社内規程を確認する

ⅲ　名義人本人によるメール等名義人の指示によるものであること示す証跡を確認する（名義人本人に対する確認も含む）

したがって、上記のような取引先からの確認がありうることを前提に運用する必要があります。

なお、名義人本人による電子署名ではない場合は、①同様、電子署名法第3条の適用はないと考えられます。

Q5-3　基幹システムで署名指示を行いCONTRACT CROSSで自動署名した場合

CONTRACT CROSSは、サービスオーナが自社の基幹システム（購買システムなど）に発注情報および署名者情報を入力すると取引先に署名済発注書などを自動発行できます。（下図参照）
署名および自動発行にあたり、下記が署名者（＝決裁者）により承諾されている前提です。

・社内手続きで署名者の承認を得たうえで、購買担当者が取引文書の登録・発行を行うこと
・発行される取引文書に署名者（＝決裁者）名で自動署名すること

また、CONTRACT CROSSのユーザー管理データには、署名者のユーザーID、氏名、メールアドレス、署名権限、当事者署名型電子署名の場合は署名者の秘密鍵が登録されている前提です。
基幹システムの画面などで、取引文書への署名処理と署名済文書の発行を指示する場合、実行されるプロセスは下記の通りです。

①**基幹システムへの発注情報登録と出力：**署名者（＝決裁者）に取引文書発行の承認を得た後に、基幹システムに購買担当が署名者のユーザーIDおよび発注情報など入力し、取引文書PDFファイル、および署名者のユーザーID、文書属性情報を記載したCSVデータを出力します。

②**基幹システムから出力されたデータの自動登録：**①で出力されたPDFファイルおよびCSVデータをCONTRACT CROSSの外部システム連携ツールで自動的にCONTRACT CROSSに登録します。

③**当事者署名型電子署名の場合の自動署名：**署名者の秘密鍵を復号化するためのPINコードを暗号化し、そのデータも上記②のデータとともにCONTRACT CROSSに登録します。登録完了すると、取引文書PDFファイルに署名者ID、署名者の秘密鍵およびその復号のためのPINコードを用いて自動的に当事者署名型電子署名を行います。

④**取引先への発行通知：**署名完了すると、取引先に文書発行通知メールが自動送信されます。

この電子署名方法は、電子署名法第2条、第3条の要件は、満たすのでしょうか？

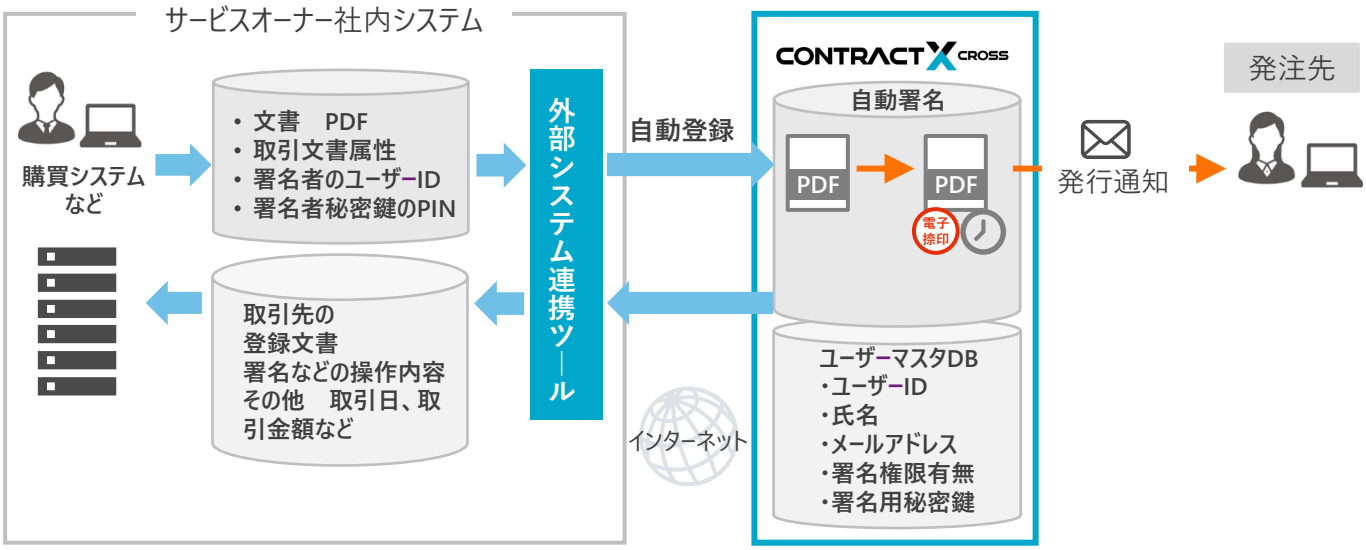

Q5-3　基幹システムで署名指示を行いCONTRACT CROSSで自動署名した場合

A5-3　電子署名法第2条第1項の電子署名に該当すると考えられ、第3条の推定効が得られるかどうかは断言できませんが、推定効が得られる可能性は高いと考えられます。

まず、この処理によって行われた措置は、作成者を示すものであり、改ざん検出が可能ですので、電子署名法第2条各号の要件を満たすことは明らかです。したがって、電子署名法第2条第1項にいう電子署名に該当します。

一方、電子署名法第3条について、当事者署名型電子署名においては、電子文書に決裁者の電子証明書と電子署名がありますので、受領者としてはこれらを確認して決裁者の署名であることは容易に確認可能です。しかし、同条カッコ書きにいう安全性の基準を満たすかどうかが明らかでないため、同条の要件を満たすとは断言できません。

CONTRACT CROSSでは、決裁者の指示を受けた購買担当（決裁者の電子署名の実施者として指定された者）の利用にあたって、購買担当の認証を行い、その認証に基づいて、電子文書に決裁者の電子署名を行います。この際に、購買担当の認証は二要素認証ではありませんから、（パスワード破り等の方法で）他人が実行できないかどうか、そのセキュリティが十分かどうか、という点に疑問があります。したがって、電子署名法第3条の要件を全て満たすとは断言できない状況にあります。

ただし、決裁者の意思に基づいて作成された電子文書であることを立証することは、多くの場合に可能だと考えられ、真正な成立の推定が得られる可能性は高いと考えられます。

なお、電子署名法第3条の推定が得られない場合でも、真正な成立を証明できないということを意味しているものではありません。上記のログ等に基づいて、他人によるものでないことを証明することは、多くの場合に可能であると考えられます。

言葉の説明（秘密鍵、公開鍵、電子証明書の関係について）

- ◆ 公開鍵暗号方式とは、秘密鍵と公開鍵のペアを用いて、暗号化と復号を行う暗号技術です。
- ◆ 公開鍵暗号方式で用いられる秘密鍵と公開鍵は、アルゴリズムにより同時に生成される鍵のペアで、公開鍵は、第三者に公開してもリスクがないものになります。
- ◆ 電子証明書は、公開鍵が契約などをしようとしている当事者のものであることを証明するための証明書です。電子証明書には、公開鍵の情報に加えて、発行者の情報や電子証明書の有効期限などの情報が含まれています。このため、公開鍵を含む電子証明書をまとめて電子証明書ということが多くあります。
- ◆ 署名者は本人の秘密鍵を用いて電子署名を作成します。秘密鍵（＝署名鍵）は暗号化して保管されており、PINコードの投入により利用可能になります。
- ◆ 署名を検証する相手方は、署名者の公開鍵が本当に契約をしようとしている当事者のものであることを確認する必要があります。そのために、署名者の公開鍵に対応した電子証明書を取得し、その情報を用いて、署名者の公開鍵の正当性を確認します。

Q5-4 CONTRACT CROSSにおける電子署名の有効性について

Q5-4 事業者署名型電子署名で、ログイン認証のみの場合

二要素認証を行わない事業者署名型電子署名は、電子署名法第2条に該当するが、第3条の要件は、満たすのでしょうか？（立証が難しいということでしょうか？）

A5-4 二要素認証は電子署名法第3条の適用に必須ではありませんが、二要素認証と同等程度に安全な方法で認証することは求められています。この点を証明できるような方法であれば、同条が適用される可能性はあります。

なお、二要素認証と同等とは言えない方法であっても、真正な成立を証明できる可能性はあります。本人による署名指示が行われたことが証明できれば（電子署名法第3条によらずに）電子文書の本人の意思による作成を証明できることはありえます。

Q5 -5 CONTRACT CROSSにおける電子署名の有効性について

Q5-5 事業者署名型電子署名でメールアドレスがメーリングリストの場合

例えば、購買部門の担当者が、本来の署名者の承認と指示を受けて、代行署名者として注文書などの取引文書に署名し、発行することがあります。業務量が多いため、複数の担当者がその業務を分担して行うこともあります。その際、署名処理を行うアカウントに登録されているメールアドレスを、共通のメールアドレス（メーリングリスト）として運用することが考えられます。この場合、事業署名型電子署名の署名者情報には、共通のメールアドレスが記載されることになります。このような運用をした場合、電子署名の有効性にはどのような問題が考えられますか？

A5-5 電子署名法の要件を満たさないと指摘される可能性はありますが、対外的には本人（例えば事業部長）の意思表示として有効なもの、または合意を表すものとして有効なものと考えられます。

問題は、代行者が本人の意思に基づかずに電子署名を実施してしまった場合です。

代行者の行為について、会社の内規や契約で規定して、本人の意思によらない署名をしないようにすることが必要ですし、そのような仕組みになっていることや、万が一本人の意思によらない電子署名が行われても、本人は（自分の意思ではない旨の）異議を唱えない、等を本人が表明しておくことが有効だと思われます。ただし、このような運用は避けるべきです。署名指示を行った者を特定するための管理・記録が難しいからです。

メーリングリストで署名する場合に　本人の意思に基づかない電子署名を実施する問題への対策として以下のような方策が考えられます。

取引相手側が　メーリングリストでの署名をした場合においては、会社として署名したわけではないなど契約の無効を主張するリスクがあります。そのリスクを軽減する措置として、たとえば、次のものが挙げられます。

- 決裁者が合意していることを確認する、代行署名に関する本人から代行署名者への委任状を受領しておく
- 誰が署名行為を行ったかの記録提示を求めるといった対策を行う

また、リスク回避のため、メーリングリストでの署名文書の受領拒否することも場合によっては必要になると考えられます。

自社側の運用としては、上記の対応を自社でもとれるように準備しておくことが必要と考えられます。

電子契約サービスCONTRACT CROSS とは

あらゆる取引の電子化をサポートするクラウドサービスです。大量の取引にも対応できる文書管理機能をはじめ、取引プロセス管理、フロー管理など、豊富な機能を標準搭載しており、導入企業の要件に合わせた細かい設定も可能です。契約書はもちろん、見積書から請求書まで取引全体の電子化をカバーすることができます。

日鉄ソリューションズ株式会社

デジタルソリューション＆コンサルティング本部　デジタルテクノロジー＆ソリューション事業部

E-mail：dts-contracthub@jp.nssol.nipponsteel.com

〒105-6418　東京都港区虎ノ門1丁目17-1　虎ノ門ヒルズビジネスタワー

本書ご利用にあたってのご注意事項

- 本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源に基づいて作成していますが、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。お客様におきましては、本資料をご参照の上、国税関係帳簿書類の遵守・運用等も含め、お客様の業務を把握する専門家にご**相談されること**をお奨めします。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での弊社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。